

諮問庁：独立行政法人都市再生機構

諮問日：平成29年8月31日（平成29年（独情）諮問第55号）

答申日：平成29年11月6日（平成29年度（独情）答申第38号）

事件名：特定物件における防犯カメラの設置に関する文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定団地特定号棟特定号室で、居住者を監視するために設置された監視カメラの設置者、所有者、連絡先（場所・電話番号）、設置目的の開示と運用方法の詳細」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「特定団地特定号棟における防犯カメラの設置について」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年6月26日付け、に727-14による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人から提出された意見書には諮問庁の閲覧を不可とする旨が明示されており、本答申ではその内容は記載しない。

設置理由が開示できるはずなのに開示されていない。

監視カメラが設置されるについてはカメラ設置の理由や発注指示書などが当然存在するはずである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件審査請求は、原処分について、開示請求者（審査請求人）から、請求した「設置目的」が開示されていないことから、原処分の取消し及び文書の再特定を求めるものである。

2 機構について

機構は、独立行政法人都市再生機構法に基づき設立された独立行政法人

であり、大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うとともに、都市基盤整備公団（以下、第3において「公団」という。）から継承した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行っている。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、処分庁が一部開示決定とした原処分に対して、「設置目的が開示できるはずなのに開示されていない。開示文書として特定されるべき文書が開示されておらず、開示を求める。」として原処分の取消し及び文書の再特定を求めている。

4 原処分の妥当性について

(1) 本件対象文書について

特定団地は、特定年に公団が建設した特定棟数からなる建物で、賃貸住宅としてこれまで管理・運営がなされてきたところである。

処分庁は、本件請求文書に該当する文書として、問合せを行った居住者に対し提示した回答文書である本件対象文書を特定し、法9条1項の規定に基づき、法5条1号（特定の個人を識別することができる情報）に該当する部分及び文書不存在であるものについて不開示とする一部開示決定を行った。なお、不開示部分は、上記文書のうち「問合せを行った居住者の個人に関する情報」及び、文書不存在である「運用方法の詳細」が分かる文書である。

諮問庁は、審査請求人の審査請求内容について検討を行った結果、原処分を維持し、なお不開示とすることが妥当であると判断した。

以下に、不開示情報該当性を説明する。

(2) 不開示情報該当性について

ア 本件対象文書の性質について

本件対象文書は、特定団地特定号棟特定号室に設置しているカメラについて、カメラの設置後、居住者からカメラの「所有者・管理者・連絡先・目的」（以下「目的等」という。）の問合せがあり、文書での回答を求められたことから、特定日A付け等で作成し、問合せを行った居住者に提示したものである。

イ 不開示情報該当性について

本事案におけるカメラは、カメラを設置した住宅の近隣空き住宅において何者かが表札を持ち去ったとみられる被害が複数回発生したことから、その原因を特定するため、当該被害が発生した住棟・階層の一住戸に設置したものである。

機構の賃貸住宅管理業務においては、盗難や放火事件等、機構及び居住者の財産が被害を蒙るような事案が発生した場合、犯罪抑止効果及び原因の特定を期待し、被害状況等を踏まえ個別に判断しカメ

ラの設置を行うが、カメラの設置に関する基準（文書の作成方法も含む）は設けておらず、本事案のカメラ設置の際には、目的等を記載した文書の作成は行っていない。

したがって、居住者からの問合せ対応として作成した本件対象文書以外に目的等を記載した文書は作成していない。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、設置目的が開示されておらず、開示文書として特定されるべき文書が開示されていないため、開示するべきである旨主張するが、諮問庁においては、上記（2）で述べたとおり、設置目的は開示しており、また、本件対象文書以外は作成していないことから、原処分は妥当と判断した。

5 結論

以上のことから、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であると判断した。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年8月31日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月29日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年10月12日 審議
- ⑤ 同年11月1日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、一部開示する原処分を行った。

審査請求人は、本件対象文書の外にも開示請求の対象として特定すべき文書があるはずであるとして、原処分の取消しを求めていると解されるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書以外の文書の有無、特に本件のカメラ設置を居住者に周知するための文書等を作成していないのかについて改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 機構の賃貸住宅管理業務においては、機構及び居住者の財産等が被害を被るような事案が発生した場合に、犯罪抑止効果及び原因の特定を期待し、被害状況を踏まえ個別に判断して、カメラの設置を行っており、これは、多くの団地で実施している。

今回もその考えに基づき、再度、同様の被害を被った場合に、原因が特定できるよう、実際に被害を被った空き住宅の階段室踊り場等を撮影するため、設置したものである。

イ 本件のカメラの設置は、担当者から設置目的等の説明を口頭で受けた特定住まいセンター長が設置の判断を行い、その後、担当者が工事業者に発注及び支払手続を行っている。

当該工事は、少額の工事であったことから、発注及び支払手続に必要とされる各書類（以下「経理関係書類」という。）は作成されているが、カメラ設置の判断（意思決定）について文書の作成を求める規程等はなく、文書は作成されていない。

ウ 本件のカメラの設置に居住者のプライバシーの問題があるとは考えていなかったため、設置について居住者への連絡や協議等はしておらず、また、居住者に設置を周知するための文書等も作成していなかった。しかし、その後、カメラの設置を知った特定の居住者から、カメラの設置目的等を文書で回答するよう要望があり、この回答のため文書が作成されることとなった。

エ 原処分には当たっては、上述ウの特定の居住者への回答文書を特定し、開示決定の対象（本件対象文書）としたものである。なお、経理関係書類にはカメラの設置目的等は記載されておらず、本件開示請求の対象となり得る文書ではないと判断した。

諮問に際し、本件開示請求の対象となり得る文書の有無について、改めて事務室内の探索を行ったが、本件対象文書の外には該当する文書がないことを確認した。

(2) 上記のとおり、機構においては、カメラ設置の基準は設けずに個別にカメラの設置を判断しているとのことであり、また、本件のカメラ設置に居住者のプライバシーの問題があるとは考えていなかったというのであるから、本件対象文書以外に文書は保有していないとする諮問庁の説明を覆すに足る事情は認め難い。

したがって、機構において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、機構において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司